

熊本県有明海区漁業調整委員会

第496回議事録

令和2年（2020年）8月6日開催

第496回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和2年(2020年)8月6日(木) 午後2時から

開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

出席者

(出席委員) 橋本孝 木山義人 藤森隆美 浜口多美雄 中尾利秋
南本健成 岸田光代 浅田敏彦

(欠席委員) 吉本勢治 八塚夏樹

(漁業取締事務所) 副所長 齊藤裕勝 技師 山崎翼

(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 松尾竜生 参事 高日新也

(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭
主任技師 多治見誠亮 技師 東海林明

議事

(1) 議題

第1号議案

熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限について(指示)

第2号議案

令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題
について

(2) 報告

- 1) 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- 2) 改正漁業法に係る海区漁業調整委員会の委員任命について
- 3) 改正漁業法に係る都道府県資源管理方針等の制定について

事務局

定刻になりましたので、第496回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

また、今年度の第1回目の開催となりますので、議事に入ります前に、今年4月1日付けの水産振興課職員及び事務局員の異動について、この場にてご紹介させていただきます。

水産振興課漁業調整班の山下主幹が天草広域本部水産課に異動し、水産振興課環境養殖班より鮫島主幹が、水産振興課漁場管理班に着任しております。

なお、水産振興課漁業調整班が、水産振興課漁場管理班と班名が変わりましたので併せて御紹介いたします。

次に、委員会事務局を併任する職員について御紹介します。

当漁業調整委員会事務局書記でした國武参事が団体支援課に異動し、郡司掛主任技師と東海林技師の2名が事務局員として新たに配属となっております。

紹介は、以上でございます。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第496回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第496回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は藤森委員と岸田委員にお願いいたします。

なお議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入ります。第1号議案「熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

資料は1ページからとなります。

2ページ以降をご覧ください。

熊本県漁連第一部会部会長、第二部会部会長よりハマグリ採捕制限に関する委員会指示の継続について、要望書が提出されております。

要望の内容は、熊本県有明海区におけるハマグリ資源の保護培養を図るため、海区全体で資源管理に取り組む必要があるということ。また、漁業者のみならず、一般の方々を含めた取組みが重要という観点で、熊本県有明海区において現在発動しております、殻幅17ミリメートル未満のハマグリ採捕を禁止する委員会指示第41号について、指示の継続を要望されているものです。

次に、ハマグリ資源の状況などについて説明させていただきます。本県のハマグリ資源については、県の聞き取り調査によると、平成15～24年は100トン前後、平成25年以降は50トン前後で推移しており、資源状況は厳しい状況にあります。

また、水産研究センターによる調査結果から、近年稚貝の発生が少ないという報告も受けておりますので、この状況も含めまして、産卵母貝の保護というものは急務であり、各漁協におかれましてもハマグリ保護区設定などの取組みが行われておりますが、こういった委員会指示におきましても、母貝を保護する担保を付けてもらうのは非常に重要であると考えます。

事務局といたしましては、このような背景から、引き続き、指示を継続する必要があると考えております。

ハマグリ採捕制限についての事務局からの説明は以上です。

御審議よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同 なし。

議長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局 それでは、資料7ページをご覧ください。委員会指示（案）を読み上げさせていただきます。

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第〇号、ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する

場合は、この限りでない。令和〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日 これは県公報
登載日になります。熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝、

1 指示の内容、熊本県有明海区（昭和25年農林水産省告示第129号
に定める海域）において、殻幅17ミリメートル未満のハマグリを採捕して
はならない。

2 指示の有効期間 令和2年（2020年）9月1日から令和4年（2
022年）8月31日まで、となります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員
の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは、第1号議案「熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限につ
いて」は、事務局の案のとおり委員会指示を発出いたします。

引き続きまして、第2号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会
九州ブロック会議の提案議題について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

令和2年度全漁調連九州ブロック会議への提出議題について、御報告致し
ます。資料は9ページとなります。

まず、全国漁業調整委員会連合会が行う要望活動の概要をご説明します。

全国の各県海区漁業調整委員会で構成されております全国海区漁業調整
委員会連合会は、毎年5月から6月に総会を開催し、6月または7月につ
いて、国に対して要望活動を行っております。この要望は、国が行うべき、漁
業調整に関する広域的な事案について、各県の漁業調整委員会から上げられ
た要望を、東日本・日本海・中国四国・九州ブロックの4つのブロック毎に
審議し、全漁調連へ提案します。全漁調連は、各ブロックの要望を全国版の
要望書として取りまとめ、翌年開催される総会で諮った後、要望活動が行わ
れます。

本委員会からの提出議題につきましては、先日7月27日付けの事務連絡
におきまして、追加の案件や提案議題の内容修正につきまして、委員の皆様
に事前に御意見等をお伺いさせていただきましたが、委員の皆様から、新た
な御提案等はございませんでした。

資料11ページ以降をご覧ください。

詳細な説明は割愛させていただきますが、今年度においても「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」、「東シナ海における漁船の安全操業確保について」、「ミニボートによる危険行為の防止について」、「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」の4議題を、引き続き熊本県連合海区として九州ブロック会議に提出したい、と考えております。

また、今後、九州ブロック会議の締め切りまでの間に、突発的な議題提案や内容の変更等が生じた場合は、熊本県連合海区会長に一任いただくことで了解いただくことと併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

なお、今年の九州ブロック会議の開催につきましては、10月に熊本県での開催を予定していますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全漁調連の方で開催するか否かについて協議されているところですので、状況が判明次第、委員の皆様には改めて御報告させていただきます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

特に無いようですので、第2号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」については、事務局の案のとおり、要望することといたします。

次に、議事2の報告1「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

資料は15ページからとなります。

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会につきましては、毎年、年度当初に開催され、本県からは連合海区の会長である橋本会長にご出席いただいております。

資料17ページを御確認下さい。

今年度の通常総会につきましては、新型コロナウイルス拡大の影響により、書面決議がなされたところであり、全漁調連 志岐富美雄会長から書面表決結果が送付されましたので、この場にて御報告いたします。

なお、本県につきましては、令和2年5月21日付け2全漁調連第3号に

より、全漁調連 志岐富美雄会長から書面表決についての依頼があり、天草不知火海区漁業調整委員会の江口会長と本委員会及び熊本県連合海区漁業調整委員会の橋本会長に書面表決していただきました。

結果ですが、議案として提案された4議案について、全ての議案が全会一致で承認されております。

承認された議案につきましては、23ページ以降に資料としておりますので、内容を御確認下さい。

簡単ではありますが、事務局からの報告は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

特にないようですので、報告1「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」の報告を終了します。

引き続きまして、報告2「改正漁業法に係る海区漁業調整委員会の委員任命について」事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。

資料は、19ページ以降になります。

なお、今回御説明させていただきます委員会の委員任命に関することにつきましては、現在、詳細につきまして、庁内で検討中でございます。従いまして、今回の説明内容は、委員任命に関することの概要についてのみとなります。申し訳ございません。

それでは説明させていただきます。

初めに、海区漁業調整委員についてですが、現行の漁業法においては、「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」であり、法の目的は、同委員会の運用により、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、民主化を図ることとされています。

改正漁業法においても、海区漁業調整委員会は、漁業者及び漁業従事者を主体として、漁業調整上重要な役割を果たしているとされています。

また、今後も資源管理や海面の有効利用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割は、更に重要性を増すものと認識されています。

このため、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を維持し、漁業者及び漁業従事者の意見を反映できる委員会としつつ、このような役割をよりの確に果たせるよう、委員の選出方法が見直されました。

現在、本県に設置されている海区漁業調整委員会について、ご説明いたします。

資料の左上の部分をご覧ください。

本県には、熊本県有明海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会の2つの海区漁業調整委員会が設置されています。

それぞれの委員数は10人と15人です。

各委員の内訳は、熊本県有明海区漁業調整委員会については、漁業者委員6人、学識委員3人、公益委員1人です。

一方、天草不知火海区漁業調整委員会は、漁業者委員10人、学識委員4人、公益委員2人です。

これから、漁業法が改正されたことに伴い変更された部分について、ご説明いたします。資料左下の部分をご覧ください。

これまで、漁業者委員は選挙による公選制で選ばれ、学識委員と公益委員は、知事が選任する選任制で選ばれていました。

それが、漁業法の改正に伴い、委員候補者を自薦又は他薦により公募し、その委員候補者を評価し、その結果を議会に諮り、議会の同意を得たうえで、知事が委員として任命する任命制に変わりました。

また、これまでの公益委員が、中立委員に変わりました。

現行の漁業法において、公益委員とは、海区内の公益を代表すると認められる委員と表現されていましたが、漁業法の改正に伴い、海区漁業調整委員会が処理することがらに関し利害関係を有しない委員を中立委員というようになりました。

各委員会の委員数についても、熊本県有明海区の構成委員は、漁業者・漁業従事者委員6人、学識経験委員2人、中立委員2人に変更することで検討しております。

また、天草不知火海区については、漁業者委員9人、学識委員3人、中立委員3人に変更することで検討しています。

委員数を変更する理由についてご説明いたします。

漁業法では、委員会の委員について、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員が含まれることと規定されています。

定数が少ない委員について、欠員が生じた場合、委員会が開催できないことを避けるための対応となります。

次に、新たな委員の選出方法についてご説明いたします。

資料右上の公募から任命までの流れについてをご覧ください。

選出方法が、任命制に変更されたことに伴い、すべての委員候補者が、個人又は団体から推薦してもらおうか、又は自分で応募していただくこととなり

ます。この推薦される方又は自分で応募される方を委員候補者と表現させていただきます。

委員候補者の皆様を募集させていただき期間は、9月以降の1ヶ月間を予定しております。

委員候補者の方々からは、個人又は団体に推薦される場合は推薦書を、自分で応募される場合は申込書を提出していただくことを検討しております。

また、漁業法では、委員候補者の募集期間中の中間と終了後に、委員候補者を推薦した個人又は団体の情報と推薦を受けた委員候補者、応募した委員候補者の情報を公表することとなっております。この情報に関しましては、推薦書又は申込書に記載された住所以外のすべての情報となります。

提出いただいた書類は、あらかじめ設置した評価会議において、評価基準に基づき評価させていただきこととなります。

評価会議の結果を来年2月に予定されている2月議会に議案として提出し、議会の同意を得た上で、令和3年（2021年）4月1日付けで、知事により新たな海区漁業調整委員として任命していただくこととなります。

以上が、委員任命までの流れになります。

現在の委員の皆様の任期につきましては、漁業法の改正に伴い、令和3年（2021年）3月31日まで延長されております。

漁業者代表の委員の皆様につきましては、先日、延長について承諾いただきたく、承諾書をお送りさせていただきました。漁業法改正の趣旨をご理解いただき御承諾いただきますようお願い申し上げます。

学識経験委員の皆様方と公益委員の皆様におきましては、改めて任期の延長について御承諾いただくお願いをさせていただきます。よろしくお願ひします。

現在、推薦・募集要項や評価会議の設置要綱、評価基準要領等を作成するとともに、9月以降に予定しております委員候補者の公募の準備を進めているところです。

委員の皆様には、公募を始める前に、改めて詳細についてご説明させていただきこととしております。

今後、短期間のうちに再度委員会を開催させていただきことが想定されますが、その際はよろしくお願ひ申し上げます。

事務局からの説明は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

委員の人数についてだが、有明海区は10名、天草不知火海区は15名と

なっている。漁業者委員については3名の格差があり、法改正後も同様となっているが、それは何故なのか。天草不知火海区については関係県が鹿児島県だけであるが、有明海区においては、長崎県、佐賀県、福岡県と4県にまたがっており、実質的に、広域的な活動は有明海区の方が行っている。学識委員も公益委員も有明海区が少ないが、理由を知っていたら教えて欲しい。

事務局

委員の定数については、改正漁業法第138条に定められており、15名となっています。また、農林水産大臣が指定する海区、本県の場合は有明海区となりますが、そこに設置する海区漁業調整委員会にあっては10名とする、となっています。

藤森委員

それは海面の広さによるものなのか。それとも魚種の多さによるものなのか。何か理由があるはずではないか。

事務局

資料を持ち合わせていないので、調べておきます。

藤森委員

色々な事業を始め、県を跨る活動は4県が関係する有明海区の方が多く行っている中で、委員の数が少ないというのはどういうことなのだろうか。天草不知火海区はあくまでも鹿児島県だけ。理由が分かれば教えてください。

事務局

天草不知火海区については長崎県も関係しています。

藤森委員

それは許可漁業の関係だろう。我々は地先の問題。定着する共同漁業権など4県に跨って、色々なトラブルについて対応してきた。そういう面では有明海区の方が人数が多いのではないかと、思うので分かれば教えて欲しい。

議長

事務局は調べておくように。
他に何かございませんか。

木山委員

任命に至るまでの推薦・応募がこれから実践されていく中で、推薦にあっては漁連なり組合からの推薦が可能かと思う。また、応募となればそれぞれ個人が応募すればよい、ということだと思うが、そうした場合、評価会議の開催の中で、2名、3名程度の少ない応募であれば、この会議の中で十分に検討できると思うが、例えば極端な話、10人、20人、30人と個人応募があった場合、どのような評価会議が予定されているのか。

また、応募した人を知っていれば人的な評価も可能だと思うが、全くそう

いった把握ができない人も、個人応募であれば出てくると思う。
その点についてお尋ねしたい。

事務局

現在、庁内でどのように評価基準を定めていくか検討しているところです。木山委員が懸念されている問題について、どのように対応していくか、内容が固まり次第、本委員会でもご説明させていただきます。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは、他にないようですので、報告2「改正漁業法に係る海区漁業調整委員会の委員任命について」の報告を終了します。

引き続きまして、報告3「改正漁業法に係る都道府県資源管理方針等の制定について」、水産振興課から報告をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。

私からは改正漁業法に係る都道府県資源管理方針等の制定についてご報告させていただきます。資料は95ページからとなります。

現在、資源栽培班におきましては、水産改革に伴う新たな制度に対応するための準備を進めているところです。この新たな制度につきましては、これまで漁業調整に係る部分につきまして、例えば許可漁業における漁獲報告の義務化など、本会や説明会等の場で御説明をしてきたところですが、今回はTAC等の資源管理の分野につきましても、新たな情報が出てまいりましたので、改めて説明をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただいて、資料97ページをご覧ください。

資料横向きにご覧いただきますようお願いいたします。まず、現状としましては、漁獲量を制限する漁獲可能量（通称TAC）による資源管理が各国で行われているところであり、日本におきましても、TAC法に基づき、計8魚種を対象とした資源管理が行われているところです。

今回の水産改革では、これをさらに踏み込みまして、船ごとに漁獲量を割り当てるIQの導入や、TAC対象種の拡大などが謳われているところです。

この制度の移行に係りまして、ローマ数字ⅡからⅣのとおり、資源評価を行う魚種の拡大や、国が示します資源管理基本方針、また漁業者の自主的な資源管理を推進するための資源管理協定の導入など、県としても対応してい

く必要があるところでございます。

今回は、この中のローマ数字ⅢとⅣの部分について、御説明をさせていただきます。

下の図の左側をご覧ください。

TAC魚種の管理につきましては、本県では「まあじ」、「まいわし」、「まさば」、「まさば」、「ごまさば」、「くろまぐろ」の5魚種について、「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（通称、県TAC計画）」によって管理を行っているところです。

今後は、この計画に代わりまして、右側の図のとおり、県が新たに「熊本県資源管理方針」を策定し、その中で管理を行っていく形になります。

この制度移行により、どのように管理の方法が変わってくるかにつきましては、現在魚種別に検討を行っている段階ですので、概要につきまして口頭で御説明したいと思っております。

新しい制度におけるTAC数量の管理につきましては、船ごとに漁獲量を割り当てるIQで行っていくことが基本とされております。

しかし、本県の場合は、「まあじ」、「まいわし」、「まさば」、「ごまさば」の4魚種につきましては、いずれも配分量が「若干」であり、全体の数量が定まっていない状況でありますので、個別に数量を割り当ていくという管理は適当でない、と考えられます。

このため、この4魚種につきましては、「漁獲努力量の総量管理」を行う形を想定しております。

この「漁獲努力量」といいますのは、例えば「船舶の隻数」や「操業日数」などの漁業を営む労力のことで、要約しますと、漁獲量が現在より増えすぎないように、県全体で船舶の隻数や操業日数を管理していこう、という考え方です。

この考え方の場合、例えば、県全体で「まあじ」を獲りすぎているような状況になった場合、休漁等で努力量削減をお願いするなどの指導を行うことが考えられますが、当面の間は、これまでと同程度の操業が続けられる形に整理していきたいと考えております。

この形で整理していきますと、毎月の報告につきましては、漁獲量に加えて操業した日数や隻数等のデータを書き加えていただく形が想定されます。

また、「くろまぐろ」につきましては、県に対して具体的な数量が割り振られているため、これまでと同様に、県全体での漁獲量管理を行っていきたいと考えております。

ただし、混獲による予期せぬ漁獲に対応するため、都道府県枠の1割相当を県が留保することも検討しています。

資源管理方針の素案につきましては、たたき台の資料を99ページに添付していますので、ご覧ください。

このたたき台に、現在口頭で伝えした内容を盛り込み、整理を進めた上で、最終的には11月頃に本会においてお諮りしたいと思っておりますので、今回は概要のみお伝えします。

まず、第1に資源管理に関する基本的な事項を定めます。1の漁業の状況については、本県の水産業の概況を記載し、2の本県の責務については、法に基づいて本県が実施する資源調査や資源評価及び資源管理について定めていくこととします。

また、第2では「まあじ」や「まいわし」等の特定水産資源を管理するにあたり、魚種毎に定めるべき水域や対象漁業の項目だてを行って参ります。

次に第3では「くろまぐろ」のように、県に具体的な数量が割り当てられた魚種について、漁業者が漁獲できる枠とは別に、県が留保枠を設ける場合の考え方を記載しています。

1枚めくっていただいて、100ページをお願いします。第4では漁業者が漁獲可能な枠の中でどのように漁獲量を管理していくか、ということについての考え方を記載しています。

次に第5では、県に具体的な数量の割り当がなく、若干となっている魚種やTAC対象種以外の資源管理の考え方を記載しています。

また、第6では、漁獲量の情報収集や報告書について定め、第7では基本方針の定期的な見直しについて記載しています。

続きまして103ページをお願いします。

内容としましては、漁業者が実施する自主的な資源管理についてのご報告となります。

現在の自主的資源管理につきましては、各地区で漁業者の皆様が主体となって資源管理計画が策定されまして、取組みが行われているところでございます。

この計画は、水産庁の収入安定対策事業におきまして、漁業共済の掛金補助に係る事業の要件になるなど、国の事業との関連もあるところでございます。

新しい制度につきましては、改正された漁業法に基づくところとなり、現在の計画につきましても、令和5年度末までに、法に基づいた資源管理協定に移行するというところで、水産庁から説明を受けているところでございます。

現在の資源管理計画を、どのように協定に移行していくかにつきましては、いまだ国との協議中という状況ではありますが、現在説明を受けている

部分につきまして、図でご説明したいと思います。

まず、枠組みにつきましては、現在は1人以上の漁業者グループで計画を作成し、県が確認を行っておりますが、協定におきましては、2人以上の漁業者同士で協定を結び、その協定を県が認定するという形に変わっております。

次に、記載内容については、現在は熊本県資源管理指針に基づきまして、主に休漁を記載しておりますが、協定におきましては、今後策定する熊本県資源管理方針に基づき、対象とする魚種の資源管理目標や、休漁等の資源管理措置、また違反した場合の罰則規定などを記載すると説明を受けております。

さらに、履行確認につきましては、引き続き資源管理協議会が実施していきますが、今後はすべての協定において履行確認が必要になるということになっているとのことです。

今後、この協定を県でどのように認定していくかにつきましては、国と協議しながら、審査基準を作成する予定にしております。

今後も情報提供を行いつつ、移行の準備を進めていきたいと思っております。

長い説明となりましたが、資源管理に係る報告は以上です。

議長

水産振興課から説明がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

南本委員

ちょっといいですか。資源管理方針は、今のところはっきりとしたスケジュールは示されていないということですか。

それと、委員会は資源管理方針作成にどのように関わっていくのでしょうか。

水産振興課

資源管理方針については漁業法の施行が12月1日となっておりますので、それ以前に策定する必要があります。策定にあたっては、本委員会で諮問させて頂くことを考えております。

議長

他に何かございませんか。

藤森委員

いいですか。資源管理指針が方針が変わるのは分かる。指針は罰則がなく、方針では罰則規定が盛り込まれている。どのような罰則となるのか。

水産振興課

	<p>今までの資源管理指針の中では計画に対し、履行しなかった場合の罰則規定はありませんでしたが、今後方針に変わり、計画の履行が法に基づく形となり、罰則を規定する必要がある、と説明を受けています。</p> <p>具体的な内容については、水産庁と協議を進めているところですので、現時点ではお示しすることはできませんが、今後、詳細が固まればお伝えしていきます。</p>
藤森委員	<p>方針が変わって、種苗放流や資源管理を行う中で、国からの支援があったことに対して罰則規定があることは分かるが、漁協が単独でしていることに対して罰則規定はおかしい。その点は明記しておいた方がよい。</p>
水産振興課	<p>ご指摘のとおりでして、都道府県担当者会議の場でも、漁業者が自ら実施する自主的な取り組みに対して、それに反した場合は罰則を受けるということはどうか、という指摘を都道府県側から国に対して行っております。</p> <p>ただ、記載する必要があると説明を受けているところなので、どのような書きぶりにするかは、国と協議をしながら、漁業者の皆様の取組みを阻害しないような形にしたい、と考えております。</p>
藤森委員	<p>国の支援があつて、税金を使って実施することについて罰則があるのは分かるが、自らすることに対して罰則があるということはおかしいので、よろしく願います。</p>
水産振興課	<p>国にも伝えていきます。</p>
中尾委員	<p>ちょっといいですか。昭和57年頃に定置網、刺し網、げんしき網などの許可があつたが、新規で後継者からの要望があれば、委員会の中で出せるのか？</p>
藤森委員	<p>大目流し網や小目流し網は熊本県では定数枠がある。新たな若い漁業者から要望があつた時に許可が出せるのか？という意味では。</p>
木山委員	<p>資源管理に伴つての質問というところでよろしいでしょうか。後で話をさせてもらおうと思っているが。</p>
議長	<p>とりあえず事務局回答してください。</p>
事務局	

許可の件でご質問いただきましたが、許可の運用として、定数漁業と非定数漁業に分かれており、流し網等は定数漁業に該当します。そして、その定数の積み上げについては、各漁協からの要望等を元に定めています。

定数が決まっている以上、数を超えて許可することはできませんが、漁業法改正に伴い定数を見直すことも検討していますので、若い漁業者の方々の要望に柔軟に対応できるよう、現在、制度設計を進めているところです。

藤森委員

枠を超えてはならないと言ったが、それを超えてよいか、ということを知っているのでは。

木山委員

ちょっといいでしょうか。

私の方から、きちんとした形で質問させて頂きたい。

知事による許可漁業についてだが、私のところに21歳と23歳の若い漁民から中目流し網漁業の許可をとりたいと相談があった。

許可漁業については定数制限があつて非常に難しい問題だと思うが、現実的に許可を得ていても、網も持っていない、また、高齢であつて漁をできない人も中にはいるのではないかと思つている。

本日の九州ブロックの提案議題にもあるように、漁業法は水面の総合的利用により、漁業生産力を発展させることを目的に掲げており、本調整委員会も、地域漁業の発展に寄与することが要望されているのではないかと、思う。

熊日新聞あたりにも、毎日、生鮮市場ということで、魚の値段も出ている。

今言った、中目流し網漁業で漁獲する魚については、非常に高値をつけて推移している状況である。それは、消費者もそういった魚を求めている、というところからではないだろうか。

我々漁民は消費者が求めるニーズにあつた魚の漁獲量を維持供給していく必要があるのではないかと、思つている。若い漁業者が目指している魚種であれば、そういった若い人の芽をつぶしてはいけない。

知事許可漁業が、果たして漁業生産力の向上と地域漁業の発展に寄与しているのか疑問を感じている。先般、漁連で組合長会議があつたが、その中で新規で中目流し網漁業の許可の申請があつた。聞くところによると、39年振りの新規の許可だったそうだ。このように、新規の許可が出ることは喜ばしいことだと思つており、組合長全員が全く無条件で承諾した。

許可漁業については、それぞれの組合に配分されている形で運用されている。1部会と2部会、どういう形で話し合いが行われたのか分からないが、全ての中目流し網漁業については、2部会だけが権利をもっており、1部会は1件もない。

事務局

本日は、漁連会長や1部会部会長、その他の組合長も出席されている。
我々は、各種漁業は、適正な許可に応じて漁業がされていることを強く望んでいる。

漁業法が改正された現在、いいチャンスだと考えている。特に、中目流し網漁業については、許可に対して適正に漁業が行われているか、確認して頂き、実情に応じた許可の見直しを検討して頂きたい。

ご意見ありがとうございます。

水産物の供給につきましては、改正漁業法の中で、漁業が水産物を供給する使命を有する、と明記されましたので、今後、水産業の担う役割は非常に重要になると認識しています。

また、全国、本県でもそうですが、漁業者の数が減っている中で、どうやったら水産業を盛り上げていけるか、という時に、若い方々に魅力ある形で水産業をアピールし、携わっていただくことが大切だと考えています。

改正漁業法に伴い、許可の制度を見直すことは、私共としても非常によい機会だと認識しておりますので、今後、若い方々に頑張って頂けるような許可制度にしていくべく、知恵を出させていただきますので、今後ご意見いただければと思っております。

木山委員

よろしくをお願いします。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは、他にないようですので、報告3「改正漁業法に係る都道府県資源管理方針等の制定について」の報告を終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

なければ、これで第496回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。